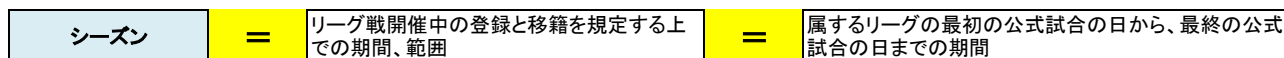


## サッカー選手の登録と移籍等に関する規則について、

山梨県サッカー協会4種委員会では、選手の登録と移籍の取り扱いについて、4種組織全体での健全な選手育成に鑑み「登録選手の移籍に関する内規」を設けていたが、今回の日本サッカー協会からの通知により、これを廃止し、日本サッカー協会の定める「サッカー選手の登録と移籍等に関する規則」によって運営を行うこととしたものである。  
 この内容については各チームに配信済みであるが、認識を共有するために山梨県4種委員会事業における適用範囲を具体的に示すものである。

### 公益財団法人日本サッカー協会「サッカー選手の登録と移籍等に関する規則」(抜粋)

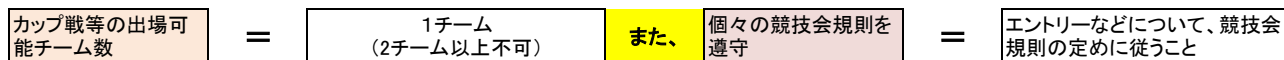
第12条 (シーズン)	
1 「リーグ」について規定	シーズンは、各チームが属するリーグの最初の公式試合の日から、最終の公式試合の日までの期間とする。
2 「リーグ」について規定	選手は、1つのシーズン期間につき、最大3つのチームに登録することができる。この期間中、選手は、最大2チームのために公式試合に出場する資格を有する。
3 「カップ戦等」について規定	選手は、同期間中に同じ国内選手権(リーグは除く)又はカップ戦において2チーム以上のために公式試合に出場してはならず、個々の競技会規則を遵守しなければならない。



\*ここで言う「リーグ」とは、「山梨県U-12リーグ」である。  
 したがって、最初の公式戦は、U-12前期リーグの初戦開催日であり、最終の公式戦はU-12後期リーグ最終日となる。  
 ●「リーグ」は、前期、後期通じて一つのリーグである。

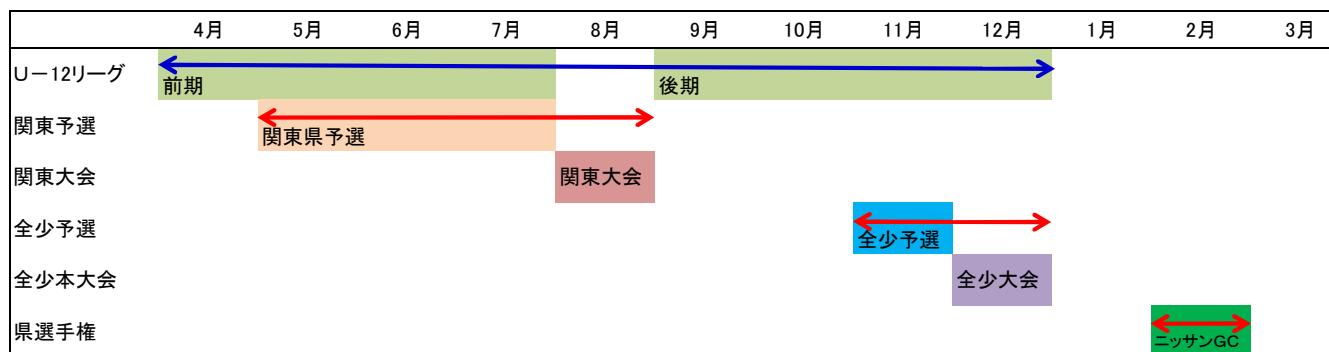


\*リーグに関しては、登録チームについては、移籍の制限を受けずに3チームに日本協会登録することが可能となる。  
 しかし、2チームに限って公式戦への出場が可能であることを示している。  
 ●「リーグ」期間中での登録、移籍を規定している。



\*個別の大会(カップ戦等)における出場資格を移籍の有無に関わらず1チームに限定している。  
 この場合も、競技会規則等によるエントリーなどの制約を受ける。  
 ●本県では、当該カップ戦等の期間中、予選、本大会通じてレギュレーションが同じである関東大会、全少大会、選手権大会が該当する。

### ※ 山梨県4種委員会事業における規則適用のイメージ



↔ リーグ戦の期間  
 ●最初の公式戦開催日～ 最終の公式戦開催日  
 ●最大3チームまで登録可能、出場は2チームまで  
↔ カップ戦の期間  
 ●大会期間中の出場は、1チームに限られる。

参考 | 優勝したチームが複数エントリーをしていた場合で登録選手数が16名に満たない場合は複数エントリーした同一チームから補充ができる

40回大会要項・参加資格

(4) 都道府県大会から決勝大会に至るまでに、同一「参加選手」が異なる「加盟チーム」への移籍後、再び参加することはできない。

(5) 女子選手については、(クラブ申請を承認された)同一クラブ内の他の「加盟チーム」から参加させることも可能とする。

(6) 「参加チーム」及び「参加選手」は、都道府県で優勝したチーム・選手とする。

当該チームの都道府県大会への登録選手数が16名に満たない場合は、「加盟チーム」内の選手から補充することができる

※優勝したチームであること。登録選手数が16名に満たない場合は複数エントリーした同一チームから補充ができる。

全国大会へ参加するために、複数エントリー(同一加盟チーム)したチームとの再編は認めないと解釈できる。